

太田市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第44号

太田市公印規則の一部を改正する規則

太田市公印規則（平成17年太田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表のうち第2号の表に次のように加える。

38	美術 館・図書 館長印	—	1	<table border="1"><tr><td>書 術 太 館 館 田 長 ・ 市 印 図 美</td></tr></table>	書 術 太 館 館 田 長 ・ 市 印 図 美	てん 書	方21	美術館・図 書館長名を もつてする 文書用	美術 館・図 書館長
書 術 太 館 館 田 長 ・ 市 印 図 美									

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。